

令和5年度 緊急支援給付金2回目（7万円/1世帯） 家計急変世帯対象確認シート

令和6年1月

申請期限は令和6年5月末日まで
(必着)

Q1. 令和5年12月1日時点で、古賀市に住民登録がある世帯ですか。

はい

いいえ

支給対象外です。

Q2. 令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯ですか。

いいえ

はい

住民税非課税世帯の給付金対象です。

※1世帯につき1回限りです。

家計急変世帯向けの重複受給はできません。
※住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯は対象外です。

Q3. 令和5年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当になった世帯に該当しますか。(右下部の非課税限度額表を参照)

はい

いいえ

Q4. 「予期せず家計が急変」した世帯に該当しますか？ ※定年退職、事業活動に季節性があるものはこれに当たりません。

はい

いいえ

対象の可能性が
あります。
申請してください。

対象外です

◎ 住民税の非課税限度額表

単位：万円

| 扶養親族の状況 | 年間所得 | 年間総収入 (控除前の金額) | ひと月の収入額の めやす |
|-----------------------|-------|-------------------|-----------------|
| 単身または扶養親族がない | 41.5 | 96.5 | 8.0 |
| 配偶者・扶養親族(1名)を扶養 | 91.9 | 146.9 | 12.2 |
| 配偶者・扶養親族(2名)を扶養 | 123.4 | 187.7 | 15.6 |
| 配偶者・扶養親族(3名)を扶養 | 154.9 | 232.7 | 19.3 |
| 障がい者、未成年者、寡婦、 ひとり親 | 135.0 | 204.3 | 17.0 |

★ 必要書類については裏面を確認してください。

●家計急変世帯向け緊急支援給付金の受給には申請が必要です!

家計急変世帯とは...

令和5年1月から12月の収入が非課税相当となった世帯のことです。

申請期限は令和6年5月末日まで
(必着)

○必要書類 (申請者は原則、世帯主です)

- ・ 申請書 (福祉課福祉相談係に設置します。印鑑不要)

※ 以下は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金 (家計急変3万円/1世帯) を申請し、受給している世帯と同じ場合は省略できます。

- ・ 収入見込額の申立書 (福祉課福祉相談係に設置します。印鑑不要)
- ・ 世帯員全員の収入額がわかる書類 (令和5年1月から12月までの任意のひと月分)
(例) 給与明細、年金振込通知、事業収入・不動産収入に係る経費の書類、離職票、令和5年分源泉徴収票等
- ・ 申請者 (世帯主) 本人確認書類
- ・ 申請者 (世帯主) の受取口座を確認できるものの写し (通帳の口座情報が記載されているページ)
- ・ 戸籍の附票 (令和5年1月1日以降に古賀市に転入した方)

※ 世帯状況によって必要書類が異なるため、追加書類を求めることがあります。



申請の方法や受給の可能性など
お尋ねになりたいことがございましたらお問合せください

○書類の提出先、ご相談先 ※申請の受付は、2月9日 (金) より開始します。

【窓口】 サンコスモ古賀 福祉課 福祉相談係

(〒811-3116 古賀市庄205番地)

【電話】 092-942-1156

